

2019年 8月20日

郵政ユニオン交第2号

日本郵便株式会社

代表取締役社長

横山 邦男 殿

郵政産業労働者ユニオン

中央執行委員長 日巻 直映

労働契約法20条に基づき、手当等の支払いを求める要求書

郵政労働契約法20条裁判において東京高裁判決（2018年12月13日）は住居手当と年末年始手当について10割支給を、有給の病気休暇についても不合理な格差として損害賠償を認めました。また、大阪高裁判決（2019年1月24日）では住居手当は10割支給、新たに雇用期間5年超という「基準」で年末年始勤務手当は10割支給、夏期・冬期休暇及び有給の病気休暇は損害賠償を認め、さらに祝日給は年始の「祝日に準じる日（2日間）」の祝日割増賃金を認めました。

両高裁判決において、上記の手当と休暇は労働契約法20条に違反し、不法行為と認定されたものであり、11人の原告に支払いを命じられた損害賠償金は原告らと同様に日本郵便に働く時給制契約社員と月給制契約社員及び、有期雇用時と労働条件が変わらない労働契約法18条により無期転換したアソシエイト社員にも支払われるべきものです。請求期間中に在職し、すでに退職した社員も同様です。判決は法律上の時効3年の枠の中ですが、経営判断としてそれを上回ることは妨げないのであり、労働契約法20条が施行された2013年4月からの損害分の支払いを求めます。

郵政ユニオンは労働契約法20条に基づき、別紙に記載した郵政ユニオンに所属する187人の非正規組合員にそれぞれ住居手当、年末年始勤務手当、扶養手当、夏期・冬期休暇及び病気休暇の賃金相当額、祝日に準じる日に出勤した祝日割増賃金、賞与の差額分の支払いを要求します。下記のとおり要求書を提出しますので、誠意ある回答を早期に求めます。

記

- 1 住居手当は正社員と同額を遡って支払うこと
- 2 年末年始勤務手当は正社員と同額を遡って支払うこと
- 3 夏期・冬期休暇（各3日間）の賃金相当額を遡って支払うこと

- 4 年始の祝日に準じるに日に出勤した祝日割増賃金を遡って支払うこと
- 5 病気休暇は勤務実績を調査し、病気休暇と認められるものは有給による病気休暇とし、賃金相当額を遡って支払うこと
- 6 扶養手当は正社員と同額を遡って支払うこと
- 7 賞与（夏期・年末手当）は正社員との支給月数の相違による差額分を支払うこと
- 8 上記の要求の請求額は請求期間中に在職し、すでに退職した時給制契約社員及び月給制契約社員（アソシエイト社員を含む）にも支払うこと

以上